

# 税務相談

# Q & A

## 会社を分割する場合の税務上の取り扱い

山口 昇 税理士

### Q

当社は新潟県内で、金属製品の製造販売を行っている株式会社です。製造は本社を中心に行っていますが、販売拠点は首都圏に置いています。ついでに、発展的に本社から販売部門を分社させ、製造部門と販売部門をそれぞれの会社として経営しようと考えていますが、分社に当たっての税務上の留意点をお教えください。

### 分割のメリット

近年における企業を取り巻く環境は多様化、複雑化し、企業の存続のための合併、会社分割等による組織の再編成が急務となっています。会社分割は、多角化した部門や企業規模を適正にする際に用いられる手法です。また、不採算部門の切り離しや異なる企業の同一部門をお互いに分離統合する場合にも行われます。

### A

会社分割の具体的なメリットは、①事業ごとの経営成績や財政状態が明確となり、経営責任も明確となる、②リスクを分散することが可能となる、③企業規模が小さくなると意思決定が迅速化する、④会社が分社されていると複数の後継者にそれぞれ事業承継させることが可能となる等です。それに対して、デメリットとしては、①会社分割すると損益通算ができない、②事務作業負担が増える、③グループトータル

での経営成績や財政状態が一目でわからない等です。

### 会社分割の方法

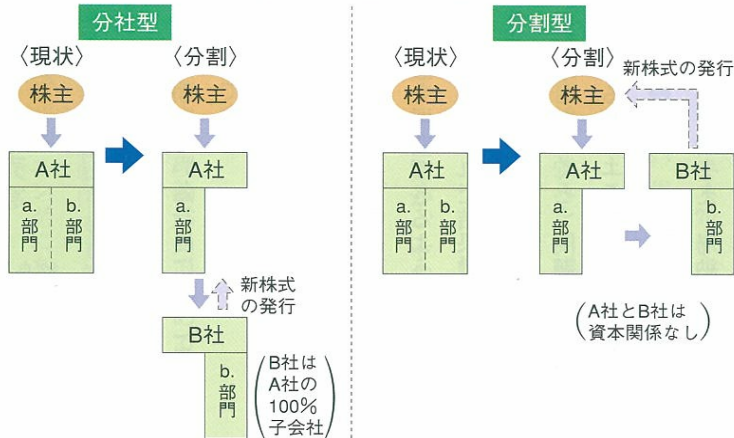
会社分割は、一般的には「新設分割」と「吸収分割」に大別されます。新設分割及び吸収分割ともに、設立（承継）会社の株式を分割会社の株主に付与する「分割型」、分割会社自身に付与する「分社型」に区分することができ（図1、図2）。

分割の方法が決まったら次に、①どの事業を分割するのか、②分割日及び分割の日程をいつにするのか、③役員を選任はどうするのか、④分割する財産の範囲はどうするのか、⑤営業権の評価はどうするのか

〈図1〉 会社分割の区分



〈図2〉 新設分割の場合



### 分割の場合の税務上の取り扱い

法人がその有する資産及び負債を他に移転した場合には、有償無償を問わず時価をもってその資産及び負債の移転があったも

等々、基本事項の決定をしなければなりません。また、会社分割前に、会社と従業員が事前に協議することも求められています（「会社の分割に伴う労働契約の承継に関する法律」）。